

明治大学政経学会 第 29 回大会



2020 年 11 月 7 日（土）

主催

明治大学大学院政治経済学研究科委員会

共催

明治大学大学院政治経済学研究科院生協議会

大会日程

日 時：2020 年 11 月 7 日（土） 9:00 ～ 14:45

会 場：オンライン開催

事前説明	9:00 ～ 9:30	第 1 会場
第 1 報告	9:30 ～ 10:00	第 1 会場（※第 2 会場での報告はありません）
第 2 報告	10:15 ～ 10:45	第 1 会場・第 2 会場
第 3 報告	11:00 ～ 11:30	第 1 会場・第 2 会場
昼 休 み	11:30 ～ 12:45	
総 会	12:45 ～ 13:00	第 1 会場
事前説明	13:00 ～ 13:30	第 1 会場
第 4 報告	13:30 ～ 14:00	第 1 会場・第 2 会場
第 5 報告	14:15 ～ 14:45	第 2 会場（※第 1 会場での報告はありません）
懇 親 会	なし	

大会プログラム

第 1 分科会 （第 1 会場）

第 1 報告 9:30～10:00

文化行政の専門性の確保に関する一考察－東京都と横浜市の比較を通じて－

報告者：熊田 知晃（明治大学）

司会者：西川 伸一（明治大学）

第 2 報告 10:15～10:45

教育政策形成過程における中央教育審議会の位置づけに関する考察

報告者：田中 直人（明治大学）

司会者：西川 伸一（明治大学）

第 3 報告 11:00～11:30

日中戦争下における経済学関係講座の設置過程

—東京及び京都両帝国大学経済学部を事例として—

報告者：佐々木 研一朗（明治大学）

司会者：西川 伸一（明治大学）

第 4 報告 13:30～14:00

Dimensional Analysis of State Involvement in the Cybersecurity Field: The Case of Japan

報告者：ヌルジャン エリフ セルジェン（明治大学）

司会者：堀金 由美（明治大学）

第 5 報告 14:15～14:45

この時間帯の報告はありません

第2分科会（第2会場）

第1報告 9:30～10:00

この時間帯の報告はありません

第2報告 10:15～10:45

正義論によるサバルタンの生成について

——強化されるリベラル・デモクラシー言説の批判的分析——

報告者：牧 杏奈（明治大学）

司会者：外池 力（明治大学）

第3報告 11:00～11:30

19世紀イギリスにおける産業節約組合法と協同組合—1852年法を中心に—

報告者：松浦 陽子（明治大学）

司会者：須藤 功（明治大学）

第4報告 13:30～14:00

生産性向上に資する中小企業連携による共同事業活用に関する研究

報告者：中川 翔太（明治大学）

司会者：森下 正（明治大学）

第5報告 14:15～14:45

中国における中小製造業ブランド形成に関する研究

—日本の中小製造業のブランド構築に学ぶ—

報告者：王 立漢（明治大学）

司会者：森下 正（明治大学）

文化行政の専門性の確保に関する一考察

－東京都と横浜市の比較を通じて－

Ensuring Expertise in Cultural Administration:

Comparison between Tokyo Metropolitan and Yokohama City

熊田 知晃 (Tomoaki KUMADA)

本報告は、東京都と横浜市の文化政策担当部局が専門性を確保する為に実施する専門職に関する制度や設置背景を整理し、その共通性の分析を行う。それにより、「文化専門職」を確保する手段の特徴を提示することを目的とする。また、「文化専門職」を研究する上での課題も言及する。

文化政策における専門的人材である「文化専門職」はこれまでに様々な手段でポストが確保されてきた。東京都は文化行政専門課長という専門課長のポストを2018年4月に、横浜市は主任調査員という横浜市行政専門職員のポストを2009年4月にそれぞれの文化政策担当部局に設置した。特に行政が専門性を確保する場合、一般行政職員に対する職員研修等による専門性の向上、一般行政職員から選考する専門職の設置、一般行政職員以外から選考する専門職の設置といった3つの手段が採られてきた。東京都と横浜市は一般行政職員から選考する専門職の設置を実施してきたのである。

そこで東京都と横浜市の取り組みの共通性や課題を分析し、一般行政職員から選考する専門職の設置にどのような特徴があるのかを明らかにする。本報告は次のように構成される。

第一に、文化政策担当部局における専門職に関する制度をまとめる。東京都における文化行政専門課長は東京都組織規程に、横浜市における主任調査員は横浜市行政専門職員に関する規程に規定される。これらの規程を分析することでその職や職務内容等の比較を行う。

第二に、文化政策担当部局における専門職の設置背景を整理する。その為に、ポストの設置前後におけるそれぞれの文化政策・施策の実施状況を分析する。

第三に、一般行政職員から選考する専門職の設置について考察を行う。先の文化政策担当部局における専門職に関する制度や設置背景の比較を通じて、「文化専門職」を確保する手段の特徴を明らかにする。

(明治大学大学院政治経済学研究科 政治学専攻 博士後期課程)

教育政策形成過程における中央教育審議会の位置づけに関する考察

The study on place of the Central Council for Education in Japan in educational policymaking process

田中 直人 (Naoto TANAKA)

戦後、教育におけるナショナル・スタンダードの形成に重要な役割を担ってきたのは文部省の諮問機関である中央教育審議会(以下、中教審とする。)であった。中央省庁再編以後、中教審が組織形態は変化させながらも、教育政策形成過程において鍵となる存在であり続けている。その証左として、高度経済成長とともに要請された青少年の能力育成において後期中等教育をどのように充実させるかを示した1966年答申「後期中等教育の拡充整備について」や現在の教科書検定制度に関わる1983年答申「教科書の在り方について」というような形で、中教審は教育政策の基本方針を提示している。

しかし実のところ、先行研究の多くは、中教審が示した答申の内容に着目しており、中教審という組織については、依然研究の余地がある。それはつまり、中教審がどのように運営されているか、その実態が解明されていないことを意味する。そこで本報告では、中教審の実態解明の前段階として、これまで中教審が示した答申を俯瞰し、整理する。このことを通じて、教育政策形成過程における中教審の重要性を改めて明確化することを目指す。なお先に触れた通り、中教審は、中央省庁再編以前と以後でその組織形態が大きく変化している。そのため、本報告においては、中央省庁再編以前すなわち旧文部省時代の中教審に注目して検討を行っていくこととする。

(明治大学大学院政治経済学研究科 政治学専攻 博士後期課程)

**日中戦争下における経済学関係講座の設置過程
—東京及び京都両帝国大学経済学部を事例として—**

**The Process of the Establishment of the Courses of Economics under the Sino-Japanese War:
Focusing on Tokyo and Kyoto Imperial Universities Faculty of Economics**

佐々木 研一朗 (Ken-ichiro SASAKI)

本報告は、日中戦争下における経済学関係4講座の設置過程を検討する。具体的には、京都帝国大学経済学部日本経済理論講座及び東亜経済政策原論講座（1939年10月設置）並びに日本経済思想史講座（1941年11月設置）、東京帝国大学経済学部経済統制論講座（1941年12月設置）の4つである。

先行研究は、設置時期や設置名称、その内容から4講座が時局的なものであったと位置付けている。しかし、これらは当時の予算過程及び法令改正過程の具体的な実態を十分に踏まえたものとはいえず、この部分に関しては依然検討の余地がある。加えて、1886年3月に帝国大学が設置された際、政治学と経済学は共に法科大学政治学科に配置された科目であった。経済学部が法科大学から独立したのは1919年4月であり、独立した後も教育と研究の両面において法学部と協力関係にあった。経済学部について取り上げることは、日本政治学史研究を進めるうえで必要な作業の一つである。

1938年5月、近衛文麿は内閣改造を実施した。文部大臣には、陸軍大将で皇道派の代表的人物であった荒木貞夫が任じられた。荒木は大学改革に意欲を示し、大学の人事に干渉する一方で、科学研究費の創設など文教及び科学振興費の拡充に努めた。こうした情勢にあって、京都帝国大学経済学部では、1939年2月に経済学部長に就任した石川興二が新講座設置を主導し、戦時下としては異例の3講座増設を実現した。これに対して、東京帝国大学経済学部では、1937年に矢内原事件、1937年12月及び1938年2月の第二次人民戦線事件（教授グループ事件）、1939年1月の平賀肅学をうけ、学部内での混乱が続き、経済統制論講座1つの増設に留まった。

本報告のねらいは、4講座設置をめぐる予算過程及び法令改正過程の実態を分析することにより、学問をめぐる政府と大学との関係について含意を得ることである。そして、一連の出来事が日本の政治学史に対していかなる意味を持つのかを検討する。

（聖学院大学政治経済学部非常勤講師 明治大学研究・知財戦略機構研究推進員）

**Dimensional Analysis of State Involvement in the Cybersecurity Field
: The Case of Japan**

サイバーセキュリティにおける国家の役割と日本のケース

ヌルジャン エリフ セルジェン (Elif Sercen NURCAN)

Cybersecurity presents a distinct dilemma in which the issue of national security is enjoined to industrial policy in an unprecedented manner. Attacks have been launched on both public utilities as well as private entities, by actors ranging from freelance hackers to state-backed groups. Therefore, it is now logical to bring forth the discussion of the state's role in cybersecurity. With the aim of contributing to the growing body of country-base case studies, the Japanese state's role in cybersecurity is analyzed in this paper based on the three dimensional framework given in Cavelty and Egloft's 2019 article.

In their work, Cavelty and Egloft analyze the more general role of the state along three dimensions: Theoretical, empirical, and normative. The first dimension centers around the different understanding and types of the role of the state highlighted by the current literature. The second dimension of analysis which is empirical, focuses on analyzing the development of policies based on the role a given state envisions for itself. The last dimension is the normative inquiry of what the role of the state ought to be according to authors. We apply this framework to the case of Japan with caveats. Firstly, the theoretical aspect of analysis inevitably relies on publicly available Japanese resources and thus, the understanding of the role of the state is based on perspectives which differ from those introduced by Cavelty and Egloft. The second caveat is that normative dimension of analysis is be scaled down as the main aim of this paper is not providing guidance to policy makers. As a whole, this paper mainly answers the question of the type of role the Japanese state draws for itself regarding cybersecurity.

(明治大学政治経済学研究科 政治学専攻 博士後期課程)

正義論によるサバルタンの生成について
——強化されるリベラル・デモクラシー言説の批判的分析——

牧 杏奈 (Anna MAKI)

本研究は、サバルタン研究の視座を政治学の領野に代入することで、正義論において強化されるリベラル・デモクラシーの言説における従属—支配関係を批判的に描出することを試みる。正義論及びそこにみられるリベラル・デモクラシーの言説を批判的に考察するにあたり、本研究は、歴史記述の言説性を暴くことで人々が“サバルタンたらしめられる”権力構造を批判したサバルタン研究の視座を用いる。サバルタンという言葉は、一般的に、弱者やマイノリティ、そして女性といった、従属性によって特徴づけられる諸々の概念と代替的に使用されるが、サバルタン研究は、本来的には、単にそうした「サバルタン」として規定された人々の研究を意味するものではない。サバルタン研究が研究対象とするのは、従属性を生み出す権力構造であり、またその目的は、そうした権力構造に取って代わるものを提示することである。本研究では、このサバルタン研究の視座から学び、正義論の中で強化されるリベラル・デモクラシーの言説が人々を客体化することによってサバルタンを生成する構造を批判的に分析する。

(明治大学政治経済学研究科 政治学専攻 博士後期課程)

19世紀イギリスにおける産業節約組合法と協同組合 —1852年法を中心に—

松浦 陽子 (Yoko MATSUURA)

本研究は、世界初の協同組合法とされる、1852年イギリス産業節約組合法（以下、1852年法）の成立が、その後のイギリス協同組合の発展にいかなる影響を与えたかを再考しようとするものである。

1852年法の成立により、協同組合は法律上の位置づけを得て、19世紀後半に目覚ましい発展を遂げたとされる。しかし、1852年法に関する研究史は、本法の協同組合史上の意義や影響について、必ずしも十分に明確にしたとは言えない。そこで本研究は、1852年法の制定過程で設けられた下院特別委員会の報告書を主な資料とし、当時の協同組合設立・運営上の課題や法律上の問題点がどこに存在したかの分析を行った。さらに、1852年法の各条項が、その後の協同組合の発展に与えた影響についても検討した。

19世紀中葉まで、協同組合の設立・運営は、労働者階級の経済状況と同様に、不安定であり、協同組合は確固とした基盤を持たなかった。一方、議会では、1832年選挙法改正以降に台頭した中産階級の要求が、徐々に反映されつつあった。1844年株式会社登記法、1846年友愛組合法は、その一例であるが、協同組合の登記法として、なお、不十分であった。そこで、協同組合法制定に向け、主にキリスト教社会主義者の働きかけにより特別委員会が設置された。特別委員会では「有限責任」、フランスの株式合資会社、産業組合、中産階級を主としたパートナーシップが中心的な論点となった。特別委員会は、協同組合の設立認可のために設けられたものであったが、そこには他階級の様々な利害（労資関係の改善、投機防止など）が関わっていた。議論は、労働者階級の実際の要求とは異なり、当時の統治権を有した他階級の意向で押し進められた。その結果、1852年法では、協同組合が請願した「有限責任」は認められなかった。しかし、1852年法成立後、協同組合の設立数は急拡大する。「有限責任」条項の除外により、他階級からの資金・経営サポートを享受できなかった協同組合は、労働者自らの少額投資で設立し、自らの領域で運営できる協同組合店舗（消費者協同組合）を手蔓に展開する道を選択したのであった。故に、1852年法は、その後のイギリス協同組合の発展に大きな道筋をつけたと考察する。

（明治大学大学院政治経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程）

生産性向上に資する中小企業連携による共同事業活用に関する研究

Research on Utilizing the Business of SMEs Cooperative Contribute to the Improvement of Productivity

中川 翔太 (Shota NAKAGAWA)

中小企業は様々な経営課題を抱えている。国際市場競争の中で、中小企業は大企業に比べて生産性が低いという指摘がある。この原因として、中小企業は自社の製品やサービスについて価格決定権を有していない状況があり、なおかつ生産設備をはじめとした資本について大企業との格差があるため、労働生産性が高まらないという課題がある。この課題を解決するために中小企業がより効率的な生産を行い、付加価値を高めつつ、生産にかかるコストを下げていくことによって労働生産性を高めていくことが期待される。しかし、効率的な生産のために、単純に生産規模を拡大することだけが中小企業の持続的発展に資する生産性向上の解決策とはなりえない。また、中小企業が抱える様々な課題をみると、単独の中小企業だけでは生産性向上につながる取組を行うことには限界がみられる。

本研究では中小企業の実産性向上に資する組合等連携組織における共同事業に着目する。中小企業にとって新たな取組を行うために利用できる経営資源は限られていることが課題である。この限られた経営資源の中で生産性向上を実現するためには、複数の中小企業による組合等連携組織における共同事業の活用が期待されるのである。しかし、中小企業は組合等連携組織への加入はしているものの、コストに関連する共同事業の活用は一部にとどまっている現状がある。その一方、コストに関連する新たな共同事業の実施を求める中小企業の割合は高いことから、組合等連携組織内でのコストに関連する共同事業の実施が必要とされているのである。

そこで、生産性向上につながる共同事業の実施に成功した中小企業組合について事例を分析し、中小企業の現状にマッチした具体的な共同事業について検討する。事例をもとに、中小企業の持続的発展に資する生産性向上の手法には様々な共同事業のあり方が存在することを示す。そして、組合等連携組織において共同事業を実施する上で、ただ連携をするのではなく、共同事業において、何をなすべきかという集中すべき観点を持つことが重要であることも検討する。

(明治大学大学院政治経済学研究科 経済学専攻 博士後期課程)

中国における中小製造業ブランド形成に関する研究 —日本の中小製造業のブランド構築に学ぶ—

王 立漢 (Lihan WANG)

本研究は、今後、中国の中小製造業がブランド構築に取り組んでいく際に、すでに成功を遂げている日本の中小製造業のブランド戦略から学ぶべきことと、その戦略をいかにして活用していくのかについて明らかにしていくことを目的とする。この問題意識を踏まえて、日本の中小製造業のブランド構築に関する先行研究の文献に基づき、中小製造業の発展の経緯と経営環境変化への対応などを整理する。そのうえで、ブランド構築に関する方法論を用いて、実際の日本における中小製造業の事例を分析していくこととする。特に事例研究については、B to B と B to C の視点から、それぞれの領域において、自社ブランドの構築と地域ブランドの構築に分類して考察していくこととする。

まず、中小製造業のブランド形成の必要性を説明するため、まず中小製造業の経済発展に資する機能と役割を明らかにしなければならない。『2019年版 中小企業白書』や『平成25年版 労働経済分析』を分析した結果、中小製造業は「雇用の創出」「輸出を通じての経済成長」「産業集積によつての域内生産の効率化」「イノベーションの促進」などの役割があることを取り上げる。

また、過去20年以上にわたって、中国は高度経済成長を遂げてきた。一方、加速している少子高齢化、農村経済の発展とともに大都市への人口流出の減少、人口ボーナス期の終了などの問題にも中国政府は直面しなければならない。このような背景の中、中小製造業を取り巻く環境の変化を『中国統計年鑑』などのデータを用い、明確にすることとする。

以上のように中小製造業のブランド構築の必要性を確認した後、第2に製造業に必要なブランド構築のあり方と手法を説明していく。ブランド構築の方法論について、主に「製品におけるブランド構築の方法論」と「マーケティングにおけるブランド構築の方法論」2つの軸から研究を行う。中小製造業に必要なブランド構築のあり方としては、研究対象が中小製造業であるため、消費財を生産する中小製造業(B to C)と産業財を生産する中小製造業(B to B)に分類して検討していくこととする。

(明治大学大学院政治経済学研究科 経済学専攻 博士前期課程)

明治大学政経学会規約

第1条（総則） 本会は明治大学政経学会（以下、本会と称する）とする。

2. 本会の英語名は、Meiji University Political Science and Economics Association とする。
3. 本会の事務局は、本会運営委員長の研究室に設置する。

第2条（目的） 本会は明治大学大学院政治経済学研究科（以下、本研究科と称する）における社会科学（政治学、経済学、社会学及びこれに関連ある諸部門を含む）に関する研究の促進をはかることを目的とする。

第3条（事業） 本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 研究大会を年1回開催する。
- (2) その他、本会の目的を達成する為に必要な事業を行う。

第4条（会員） 本会会員の種別及び資格は次の通りとする。

- (1) 正会員：本研究科に在籍する教員及び学生並びに本研究科を修了若しくは退学した者
 - (2) 特別会員：本会の目的に賛同し、正会員の資格を有していない者
 - (3) 賛助会員：本会の事業を助成・援助する個人及び団体
 - (4) 名誉会員：本会の発展に多大な貢献をした者
2. 会員の地位の得喪及び変更並びに入会審査に関する規定は、運営委員会において決定する。

第5条（入会及び退会） 本会への入会を希望する者及び団体は、正会員1名の推薦を受け、運営委員会の承認を得るものとする。なお、正会員及び学生会員は、会員資格の取得をもって入会したものとみなす。

2. 前項の承認を得た者は、会費を納入しなければならない。会費の納入を確認の上、会員として登録するものとする。
3. 退会を希望する会員は、運営委員会に退会届を提出しなければならない。
4. 会員が会費を2年以上滞納した場合若しくは運営委員会において、退会処分が適当であると決し、総会において承認された場合は、退会したものとす。但し、会費の滞納により退会したとみなされた者は、運営委員会の議をへて滞納分会費を納入することにより、会員の資格を回復することができる。
5. 会員が前項の規定によりその資格を喪失した場合は、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。また、資格喪失以前に本会へ納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第6条（会費）会費年額は、次の通りとする。

- (1) 正会員：壹千円
- (2) 特別会員：伍千円
- (3) 賛助会員：1口壹万円
- (4) 名誉会員：無料

第7条（役員）本会には次の役員を置き、運営委員会を構成する。

- 会長 1名（本研究科委員長）
- 副会長 若干名（本研究科院生協議会委員長を含む）
- 運営委員長 1名（本研究科大学院委員）
- 運営委員 若干名（本研究科院生協議会委員を含む）
- 会計 若干名（本研究科院生協議会委員を含む）
- 会計監査 若干名（本研究科委員）

2. 教員をもって充てる役員の選任は、本研究科委員会にて行うものとする。また、学生をもって充てる役員の選任は本研究科博士後期課程1年次生の中から選任するものとする。
3. 役員の任期は、1年とする。ただし、教員をもって充てる役員については、再任を妨げない。
4. 役員の職務内容は運営委員長が役員と相談の上決定するものとする。

第8条（総会）会長は、毎年1回通常総会を招集しなければならない。

2. 会長は必要な場合、何時でも臨時総会を招集することができる。
3. 総会員の5分の1以上の者が会議の目的たる事項を示して請求した場合、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

第9条（議決権）総会の議事は、出席会員の過半数をもって決定する。

2. 賛助会員は、議決権を有しない。
3. 総会に出席しない会員は書面により、他の出席会員にその議決権を委任することが出来る。

第10条（会計）本会の経費は、会費、事業に伴う収入、資産から生じる収入、寄付金品及びその他の収入をもってこれに充てる。

第11条（規約の変更）本規約は、総会において、過半数（委任状を含む）の議決を持って変更することが出来る。

第12条（解散）本会の解散は、総会において、それぞれ出席者の3分の2以上の議決を経て行うことが出来る。

附則 本規約は2008年11月1日より施行する。

明治大学政経学会役員（2020 年 11 月現在）

会 長	大 森 正 之
副 会 長	西 川 伸 一
	田 中 直 人（政治経済学研究科院生協議会・委員長）
運営委員長	石 川 雅 信
運 営 委 員	加 藤 彰 彦
	加 藤 真 琴（政治経済学研究科院生協議会・副委員長）
会 計	星 野 泉
	加 藤 真 琴（政治経済学研究科院生協議会・会計）
会 計 監 査	日 向 祥 子

発行日	2020 年 11 月 7 日
発行者	明治大学政経学会
編集代表	石 川 雅 信
編集協力	加 藤 真 琴

明治大学政経学会事務局

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台 1 - 1

明治大学大学院事務局政治経済学研究科

電話番号：03-3296-2154（石川雅信研究室）

E-mail：m_seikeigakkai@yahoo.co.jp

振替口座番号：00170 - 2 - 83965